

平成十七年
三月 中

秋田県公報目録

第千六百五十三号から
第千六百六十一号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
--------------	-----	------	---

条 例

- | | | | |
|----|------------------------------------|-----|----|
| 二 | 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例 | 号外一 | 一八 |
| 三 | 秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 | " | " |
| 四 | 秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 五 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 六 | 職員の修学部分休業に関する条例 | " | " |
| 七 | 秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 | " | " |
| 八 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | " | " |
| 九 | 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 一〇 | 秋田県防災会議条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 一一 | 秋田県国民保護対策本部及び秋田県緊急対処事態対策本部条例 | " | " |
| 一二 | 秋田県国民保護協議会条例 | " | " |
| 一三 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 一四 | 秋田県合併市町村特例交付金条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 一五 | 市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例 | " | " |
| 一六 | 秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 一七 | 秋田県福祉相談センター条例 | " | " |
| 一八 | 秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例 | " | " |
| 一九 | 秋田県母子家庭及び寡婦家庭住宅整備基金条例の一部を改正する条例 | " | " |

- | | | | |
|----|--|-----|----|
| 二〇 | 秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例 | 号外一 | 一八 |
| 二一 | 秋田県結核検査協議会条例 | " | " |
| 二二 | 秋田県薬事審議会条例 | " | " |
| 二三 | 秋田県医師修学資金貸与条例 | " | " |
| 二四 | 秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 二五 | 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 二六 | 秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 二七 | 秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例を廃止する条例 | " | " |
| 二八 | 改良普及員資格試験条例を廃止する条例 | " | " |
| 二九 | 秋田県みつばち転飼調整条例を廃止する条例 | " | " |
| 三〇 | 林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例 | " | " |
| 三一 | 秋田県内陸工業団地開発事業特別会計条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 三二 | 秋田県金属鉱業研修技術センター条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 三三 | 風致地区内における建築等の規則に関する条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 三四 | 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 三五 | 秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 三六 | 秋田県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 三七 | 秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 三八 | 秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例 | " | " |
| 三九 | 秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例 | " | " |
| 四〇 | 秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例 | " | " |

規 則

- 四一 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 号外一 一八
- 四二 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 " " "
- 四三 秋田県文化財保護条例の一部を改正する条例 " " "
- 四四 秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例 " " "
- 四五 秋田県警察組織条例等の一部を改正する条例 " " "
- 四六 秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例 " " "
- 四七 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 " " "
- 四八 秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 " " "
- 四九 秋田県県税条例の一部を改正する条例 号外三 三一

- 二 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則 号外二 一八
- 三 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 四 秋田県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 五 改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則 " " "
- 六 秋田県みつばち転飼調整条例施行規則を廃止する規則 " " "
- 七 林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則 " " "
- 八 秋田県立男鹿水族館条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 九 秋田県金属鋳業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 一〇 秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 一一 秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 一二 秋田県立大学条例施行規則等の一部を改正する規則 号外三 " " "
- 一三 秋田県南部老人福祉総合工リア規則の一部を改正する規則 " " "
- 一四 母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則 " " "
- 一五 水道法施行細則の一部を改正する規則 " " "
- 一六 秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 一七 秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 号外五 " " "

- 一八 秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 号外五 一八
- 一九 建築基準法施行細則の一部を改正する規則 " " "
- 二〇 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則 号外二 二九
- 二一 不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 " " "
- 二二 知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則 " " "
- 二三 秋田県企業局の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則 " " "
- 二四 単純労働の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則 " " "
- 二五 秋田県福祉相談センター管理規則 " " "
- 二六 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 " " "
- 二七 秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 二八 秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 二九 秋田県農業改良資金貸付規則及び秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 " " "
- 三〇 秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 " " "
- 三一 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則 号外四 三二
- 三二 秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則 " " "
- 三三 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 " " "
- 三四 秋田県立大学学則の一部を改正する規則 " " "
- 三五 秋田県立大学短期大学部学則の一部を改正する規則 " " "
- 三六 秋田県立大学大学院学則の一部を改正する規則 " " "
- 三七 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 " " "
- 三八 秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行 " " "

三九	老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	号外四	三二
四〇	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	"	"
四一	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	"	"
四二	衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則	"	"
四三	麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	"	"
四四	薬事法施行細則の一部を改正する規則	"	"
四五	毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	"	"
四六	秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
四七	歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則	"	"
四八	秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
四九	秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
五〇	秋田県医師修学資金貸与条例施行規則	"	"
五一	秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
五二	秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
五三	主要農産物種子法施行細則の一部を改正する規則	"	"
五四	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	"	"
五五	秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
五六	秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
五七	秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
五八	秋田県行政組織規則の一部を改正する規則	号外五	"
五九	秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則	"	"
六〇	秋田県財務規則の一部を改正する規則	"	"
六一	秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則	号外六	"

訓 令

六二	特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
六三	秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	号外六	三一
二	秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	号外二	二九
三	秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	号外四	三一
四	秋田県職員職務規程の一部を改正する訓令	"	"
五	単純労働の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	"	"
六	秋田県職務発明規程の一部を改正する訓令	"	"
七	保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令	"	"
八	許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令	号外五	"
九	秋田県公印取扱規程及び秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	"	"
一〇	秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令	"	"

告 示

一七一	結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	一六五三	一
一七二	結核予防法による医療機関の指定	"	"
一七三	家畜伝染病を予防するための検査の実施	"	"
一七四	家畜伝染病を予防するための検査の実施	"	"
一七五	入会林野整備計画の認可	"	"
一七六	平成十七年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)の実施	"	"
一七七	平成十七年度技能検定(随時実施)の実施	"	"
一七八	土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分	"	"
一七九	通行車両の高さの最高限度を四・一メートルとする道路の指定及び通行方法	"	"
一八〇	平成十七年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	"	"
一八一	都市計画事業の都市計画の変更の認可	"	"
一八二	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	一六五四	四

一八三	生活保護法による施術者の指定	一六五四	四
一八四	道路区域の変更	"	"
一八五	"	"	"
一八六	道路区域の変更及び供用開始	"	"
一八七	"	"	"
一八八	"	"	"
一八九	"	"	"
一九〇	道路の供用開始	"	"
一九一	船川港港湾計画の変更の概要	"	"
一九二	建築基準法による道路位置の指定	"	"
一九三	"	"	"
一九四	証紙売りさばき人の指定	"	"
一九五	生活保護法による介護機関の指定	一六五五	八
一九六	生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	"	"
一九七	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	"	"
一九八	不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部改正	"	"
一九九	海岸保全区域の指定の一部改正	"	"
二〇〇	港湾隣接地域の指定の一部改正	"	"
二〇一	国土調査の指定	一六五六	一一
二〇二	地籍調査の成果の認証	"	"
二〇三	争議行為の予告	"	"
二〇四	基本測量終了の通知	"	"
二〇五	道路の供用開始	"	"
二〇六	河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法	"	"
二〇七	急傾斜地崩壊危険区域の指定	"	"
二〇八	証紙売りさばきの廃止の届出	"	"
二〇九	消費者物価統計調査の実施	一六五七	一五
二一〇	飼料の試験の結果の概要の公表	"	"
二一一	"	"	"
二一二	争議行為の予告	"	"
二一三	都市計画の決定による送付図書の縦覧	"	"
二一四	"	"	"
二一五	道路区域の変更及び供用開始	"	"
二一六	字の区域の設置	一六五八	一八
二一七	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	"	"

二二八	生活保護法による医療機関の指定	一六五八	一八
二二九	生活保護法による指定医療機関の変更	"	"
二二〇	騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部改正	"	"
二二一	騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成十二年総理府令第十五号)別表の区域の区分の一部改正	"	"
二二三	振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部改正	"	"
二二四	悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正	"	"
二二五	都市計画の変更による送付図書の縦覧	"	"
二二六	道路区域の変更	"	"
二二七	道路の供用開始	"	"
二二八	建築基準法による公開による意見の聴聞	"	"
二二九	都市計画事業の事業計画の変更の認可	"	"
二三〇	青少年に有害な図書類の指定	号外四	"
二三一	青少年に有害な興行の指定	"	"
二三二	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	一六五九	二三
二三三	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	"	"
二三四	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定	"	"
二三五	介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出	"	"
二三六	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出	"	"
二三七	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	"	"
二三八	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	"	"
二三九	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	"	"
二四〇	漁船損害等補償法による付保義務の発生	"	"
二四一	ふ化業者の登録	"	"
二四二	争議行為の予告	"	"
二四三	道路区域の変更	"	"
二四四	"	"	"
二四五	都市計画事業の事業計画の変更の認可	"	"
二四六	地方自治法施行令による人口の告示	号外一	"
二四七	"	"	"

二四八	地方自治法施行令による人口の告示	号外一	二三
二四九	"	"	"
二五〇	"	"	"
二五一	字の名称の変更	"	"
二五二	"	"	"
二五三	"	"	"
二五四	"	"	"
二五五	町及び字の名称の変更	"	"
二五六	公平委員会の事務の受託	号外二	"
二五七	"	"	"
二五八	"	"	"
二五九	"	"	"
二六〇	"	"	"
二六一	"	"	"
二六二	自然環境保全地域の指定の一部改正	号外三	"
二六三	"	"	"
二六四	"	"	"
二六五	"	"	"
二六六	"	"	"
二六七	"	"	"
二六八	"	"	"
二六九	"	"	"
二七〇	自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定の一部改正	"	"
二七一	"	"	"
二七二	"	"	"
二七三	"	"	"
二七四	"	"	"
二七五	自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定の一部改正	"	"
二七六	"	"	"
二七七	"	"	"
二七八	"	"	"
二七九	緑地環境保全地域の指定の一部改正	"	"
二八〇	"	"	"
二八一	県立自然公園の指定の一部改正	"	"
二八二	県立自然公園の指定の一部改正	号外三	二三
二八三	県立自然公園の区域中特別地域等の指定の一部改正	"	"
二八四	県立自然公園の区域中特別地域の指定の一部改正	"	"
二八五	鳥獣保護区の指定の一部改正	"	"
二八六	"	"	"
二八七	鳥獣保護区の設定における市町村の名称の取扱いに関する告示	"	"
二八八	鳥獣保護区特別保護地区の指定の一部改正	"	"
二八九	"	"	"
二九〇	休猟区の指定の一部改正	"	"
二九一	"	"	"
二九二	銃猟禁止区域の指定の一部改正	"	"
二九三	"	"	"
二九四	屋外広告物の禁止地域の指定の一部改正	"	"
二九五	屋外広告物の禁止物件	"	"
二九六	屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするときに許可を必要とする地域の一部改正	"	"
二九七	風致地区の区分を定める告示の一部改正	"	"
二九八	海岸保全区域の指定の一部改正	"	"
二九九	宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正	"	"
三〇〇	急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	号外四	"
三〇一	"	"	"
三〇二	"	"	"
三〇三	"	"	"
三〇四	"	"	"
三〇五	"	"	"
三〇六	"	"	"
三〇七	"	"	"
三〇八	"	"	"
三〇九	"	"	"
三一〇	"	"	"
三一	"	"	"
三一二	"	"	"
三一三	"	"	"

三二四	急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	号外四	二二
三二五	〃	〃	〃
三二六	〃	〃	〃
三二七	〃	〃	〃
三二八	〃	〃	〃
三二九	〃	〃	〃
三三〇	〃	〃	〃
三三一	〃	〃	〃
三三二	〃	〃	〃
三三三	〃	〃	〃
三三四	〃	〃	〃
三三五	〃	〃	〃
三三六	〃	〃	〃
三三七	〃	〃	〃
三三八	〃	〃	〃
三三九	〃	〃	〃
三四〇	〃	〃	〃
三四一	〃	〃	〃
三四二	〃	〃	〃
三四三	〃	〃	〃
三四四	〃	〃	〃
三四五	〃	〃	〃
三四六	〃	〃	〃
三四七	〃	〃	〃
三四八	〃	〃	〃

三四九	急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	号外四	二二
三五〇	〃	〃	〃
三五一	〃	〃	〃
三五二	〃	〃	〃
三五三	〃	〃	〃
三五四	農業振興地域の指定の一部改正	号外五	〃
三五五	〃	〃	〃
三五六	〃	〃	〃
三五七	〃	〃	〃
三五八	〃	〃	〃
三五九	農業振興地域の指定の廃止	〃	〃
三六〇	生活保護法による介護機関の指定	一六六〇	二五
三六一	生活保護法による指定介護機関の変更	〃	〃
三六二	生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	〃	〃
三六三	漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出	〃	〃
三六四	公共測量終了の通知	〃	〃
三六五	土地区画整理事業の終了の認可	〃	〃
三六六	都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告	〃	〃
三六七	秋田県私立学校審議会の委員の定数	〃	〃
三六八	字の名称の変更	一六六一	二九
三六九	土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
三七〇	土地区画整理事業の終了の認可	〃	〃
三七一	都市計画の変更による送付図書の縦覧	〃	〃
三七二	都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定 一六五三 一
- 秋田県物品等調達支払管理システム構築業務についての 一六五四 四
- 企画提案書の提出
- 一般競争入札の実施
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
- 土地改良区の役員の変更及び就任の届出 二件
- 県営土地改良事業の換地処分 三件

○県営土地改良事業工事の完了	一六五五	八
○土地改良区の定款変更の認可	一六五六	一一
○県営土地改良事業計画の決定	"	"
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	一六五七	一五
○県営土地改良事業の換地処分	"	"
○土地改良区の役員の就任の届出	"	"
○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定	"	"
○土地改良事業工事の完了の届出 二件	"	"
○特定調達契約に係る落札者の決定	"	"
○土地改良区の定款変更の認可 二件	一六五九	二三
○県営土地改良事業計画の決定	"	"
○国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の変更	"	"
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	一六六〇	二五
○県営土地改良事業工事の完了 二件	"	"
○土地改良区の役員の退任の届出	"	"
○土地改良区の定款変更の認可 二件	"	"
○市町村営土地改良事業の施行の同意	"	"
○災害対策基本法による指定地方公共機関の指定	一六六一	二九
○事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の変更	"	"
○地方公共団体組織認証基盤アプリケーション認証局の自己署名証明書のフィンガープリント	"	"
○土地改良区の定款変更の認可	"	"
○県営土地改良事業の換地処分	"	"
○土地改良事業工事の完了の届出	"	"

議 会 告 示

- 一 秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の 号外一一 三一
一部を改正する規程
- 二 秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 " " "

教育委員会規則

二 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	号外二	一八
三 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	"	"
四 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則	"	"
五 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則	"	"
六 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則	"	"
七 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則	"	"
八 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	"	"
九 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則	"	"
一〇 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	号外八	三一
一一 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則	"	"
一二 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	"	"
一三 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則	"	"
一四 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則	"	"
一五 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の教育委員会規則で定める日を定める規則	"	"
一六 秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則	"	"
一七 秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則	号外一一	"
一八 秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	"	"

教育委員会訓令

- 二 秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令 号外八 三一
- 三 秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令 " " "

教育委員会告示

選挙管理委員会告示

三	教育委員会会議の開催	一六五四	四
四	秋田県指定文化財の指定	一六五九	二二
五	"	"	"
六	"	"	"
七	教育委員会会議の開催	一六五八	一八

二一	政治団体の設立の届出	一六五六	一一
二二	政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出	"	"
二三	政治団体の解散の届出	"	"
二四	政治団体の収支に関する報告書	"	"
二五	公職の候補者の資金管理団体の届出	"	"
二六	公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出	"	"
二七	公職選挙執行規程の一部を改正する規程	一六五七	一五
二八	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一六五八	一八
二九	各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"
三〇	秋田県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日	号外一	二五
三一	秋田県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準日等	"	"
三二	秋田県知事選挙の期日	"	三二
三三	秋田県知事選挙における選挙長及びその職務代理者	"	"
三四	秋田県知事選挙における選挙会の開催場所及び日時	"	"
三五	秋田県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	"	"
三六	秋田県知事選挙における政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時	"	"
三七	秋田県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	"	"
三八	各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	"	"
三九	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	"	"

選挙長告示

四〇	秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程	号外一〇	三一
四一	秋田県選挙管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程	"	"

人事委員会規則

一	秋田県知事選挙における選挙長の事務を行う場所	号外一	三一
二	秋田県知事選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時	"	"
三	秋田県知事選挙における立候補の届出	号外二	"
〇	人事委員会規則七一三(管理職手当)の一部を改正する規則	号外二	一八
〇	人事委員会規則七一六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	"	"
〇	人事委員会規則一〇一一(不利益処分についての不服申立て)の一部を改正する規則	"	"
〇	人事委員会規則二一一(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則	号外七	三二
〇	人事委員会規則二一三(事務局長に対する権限の委任)の一部を改正する規則	"	"
〇	人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)の一部を改正する規則	"	"
〇	人事委員会規則七一(給料等の支給)の一部を改正する規則	"	"
〇	人事委員会規則七一(給料の調整額)の一部を改正する規則	"	"
〇	人事委員会規則七一三(管理職手当)の一部を改正する規則	"	"
〇	人事委員会規則七一五(給与の支払監視)の一部を改正する規則	"	"
〇	人事委員会規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部	"	"

を改正する規則

○人事委員会規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を
改正する規則 号外七 三二

○人事委員会規則七―三六(通勤手当)等の一部を改正す
る規則 " "

○人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正
する規則 " "

○人事委員会規則七―五〇(農林漁業改良普及手当)の一
部を改正する規則 " "

○人事委員会規則七―六二(特勤勤務手当等)の一部を改
正する規則 " "

○人事委員会規則八―三(退職手当)の一部を改正する規
則 " "

○人事委員会規則八―六(職員の勤務時間、休日及び休
暇)の一部を改正する規則 " "

○人事委員会規則九―九(公益法人等への職員の派遣等)
の一部を改正する規則 " "

○人事委員会規則一〇―四(職員からの苦情相談)
○人事委員会規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村
及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正す
る規則 " "

○人事委員会規則二―四(人事委員会が保有する行政文書
の公開等)の一部を改正する規則 号外二 "

○人事委員会規則二―六(人事委員会が取り扱う個人情報
の保護)の一部を改正する規則 " "

人事委員会訓令

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 号外七 三二

人事委員会告示

一口頭により開示請求することができる個人情報の一部改
正 号外七 三二

公安委員会規則

一 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 号外一 八

二 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行
細則の一部を改正する規則 号外六 三二

三 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 " "

四 秋田県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則 号外一 二九

労働委員会規程

一 秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する
規程の一部を改正する規程 号外二 三一

二 秋田県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規
程の一部を改正する規程 " "

監査委員会告示

一 秋田県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規
程の一部を改正する規程 号外二 三一

二 秋田県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程
の一部を改正する規程 " "

監査委員会公告

九 監査結果の公表 号外一 四

一〇 " " " " " "

一一 " " " " " "

一二 " " " " " "

収用委員会告示

四 秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する
規則の一部を改正する規則 号外一〇 三一

五 秋田県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規
則 " "

則の一部を改正する規則

海区漁業調整委員会告示

- 一 秋田海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 号外一〇 三一
- 二 秋田海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 " "

内水面漁場管理委員会告示

- 一 第五種共同漁業権に係る増殖量 一六六〇 二五
- 二 " " "
- 三 秋田県内水面漁場管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 号外一〇 三一
- 四 秋田県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 " "

公営企業管理規程

- 二 秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程 号外一 二九
- 三 秋田県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 号外九 三一
- 四 秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程 " "
- 五 秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 " "
- 六 秋田県企業局企業職員の修学部分休業に関する規程 " "
- 七 秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程 " "
- 八 秋田県電気事業保安規程の一部を改正する規程 号外一二 " "
- 九 秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 " "
- 一〇 秋田県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 " "

正 誤

- 平成十七年三月十一日付け秋田県公報第千六百五十六号の正誤 一六五九 二二
- 平成十七年三月八日付け秋田県公報第千六百五十五号の正誤 " "
- 平成十四年五月二十四日付け秋田県公報第千三百七十号の正誤 " "
- 平成十一年三月十九日付け秋田県公報号外第二号の正誤 号外七 三一

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松 原 印刷 社
 電話 〇八七六六 FAX 〇八七六六
 Email: mstshara@natsuhara.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松 原 繁 雄